

事務連絡  
令和元年 11 月 20 日

障害福祉施設長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長

### 災害復旧費補助金の協議期間延長に関するお知らせについて

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

台風 19 号による被害について、災害復旧額の所要額が 80 万円以上の場合、社会福祉施設等災害復旧費補助の対象となる可能性があります。

当該復旧費補助の協議期間について、当初は、災害発生の日から 30 日以内に行うこととされていましたが、この度、厚生労働省から、協議期間について、災害発生の日から 60 日以内に延長するとの通知がありましたので、お知らせいたします。

補助を希望される方は、様式第 1 号、様式第 2 号及び被災状況整理表を作成する必要がありますが、まずは、当課まで御相談くださるようお願いいたします。

#### 1 被災状況の写真に関する主な注意事項

被災施設については、災害査定を待たずに復旧しても差し支えありません。

ただし、被災状況の写真は、今後、災害復旧事業の実地調査（査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので、当該被災部分について、次の事例を参考に、念入りに撮影、記録をしておいてください。

(1) 被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなどで、被害内容・規模を明確にしておいてください。

(2) ガラスが 100 枚割れていれば、その 100 枚の被害状況がわかるよう、撮影してください。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮つておいてください。

(3) 豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意してください。具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもあります。そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一緒に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておいてください。

## 2 災害復旧費の事務手続に関する注意事項

社会福祉施設等災害復旧費補助金の概要については、別添を参照ください。

（例として、高齢者関係施設に関する概要を添付しておりますが、障害施設も基本的な内容は同じです。）

(1) 対象施設は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受けた施設です。

(2) 当該補助金は、基本的には、被災した建物を復旧するための補助金のため、備品等は対象となっておりません。

なお、建物と一体的な設備（排水・給水設備・空調設備など）は対象となる場合があります。

(3) 施設が水没した、屋根が破損したなど大規模な工事が予見される場合は、事前に御連絡をお願いします。

(4) 協議書には、被災箇所が分かる図面、写真、見積書を添付いただきますようお願いします（見積書は、できる限り、3者を添付ください）。

(5) 協議後に実地調査（査定）を行いますが、この実地調査において補助対象であるか確定するため、それまで金額は固まりません。

問合せ先  
施設指導グループ 大嶋、岸  
電話：045-210-4705（直通）  
ファクシミリ：045-201-2051  
メール：[shisetsu-kinkyu@pref.kanagawa.jp](mailto:shisetsu-kinkyu@pref.kanagawa.jp)